

## 天塩町特定公共賃貸住宅入居請書

収入  
印紙

私は、天塩町特定公共賃貸住宅入居にあたり、天塩町特定公共賃貸住宅管理条例及び同施行規則を遵守します。

天塩町に対して損害を与えたとき若しくは使用料の滞納をしたときは、連帯保証人と連帯して賠償及び納付の責めを負うことをお願いします。

年 月 日

（入居者）

本籍地.....

現住所.....

氏 名..... 印

生年月日 年 月 日生

（連帯保証人）

本籍地.....

現住所.....

氏 名..... 印

電話番号

生年月日 年 月 日生

（入居者との関係： ）

天塩町長 様

入居年月日	※	年 月 日	備考	※ 住宅番号
敷金納付年月日	※	年 月 日	考	

- 注意
- 1 ※の欄は、記入しないでください。
  - 2 連帯保証人の所得証明書及び印鑑証明書を添付してください。
  - 3 連帯保証人の印鑑は印鑑証明書の印を捺印してください。
  - 4 本請書の上覧に200円の収入印紙を貼付し、入居者及び連帯保証人の割り印をしてください。

(裏)

(守っていただく事項)

- (1) 特定公共賃貸住宅に、はじめに同居した以外の者を同居させようとするときは、あらかじめ承認が必要となります。
- (2) 入居者は、毎年、市場家賃を限度とした家賃を支払うこととされています。ただし、一定基準未満の所得であるときは、前年の所得に応じて家賃の減額を申請することができます。期限内に申請しなかったり、入居の責務を怠ったときは、家賃は減額されません。
- (3) 家賃及び減額後の家賃は、毎年度変わります。この家賃は、当月分をその月の末日までに納付しなければなりません。
- (4) 住宅の修繕に係る費用は、軽微な修繕などを除いて町が行いますが、入居している者の責により修繕が必要となった場合は、入居している者の負担になります。
- (5) 住宅の使用にあたっては注意を払い、住宅を正常な状態において維持する義務があります。これに違反したり、入居者の責により住宅をき損したときは、入居者が現状に復帰するか、又はその費用を賠償しなければなりません。
- (6) 住宅は、入居者以外のものに転貸してはいけません。また、住居以外の用途に使用したり、勝手に模様替えや増築はできません。これらの必要があるときは、町長の承認が必要です。勝手に模様替え、増築などを行うと、ただちに入居者の責任において現状に戻していただくこととなります。
- (7) 住宅を壊すとき、建て替えるときなどに、法令に従って住宅の明け渡しを求めることがあります。この場合は、申し出があれば他の公共賃貸住宅や建て替えた住宅に入居することができますが、住宅を明け渡さないことはできません。
- (8) 虚偽の申請によって入居したとき、家賃を3月以上滞納したとき、住宅を故意に壊すなどの行為等をしたときには、住宅をただちに退去するように請求することがあります。
- (9) 町長が必要と認めたときや、住宅を明け渡しをしようとするときに、職員や管理人などが住宅の検査をすることがあります。
- (10) 明け渡しの請求を受けた場合は、明け渡し日までの間の家賃相当額の2倍に相当する額以下の損害賠償金を支払わなければなりません。

このほか、天塩町特定賃貸住宅管理条例その他法令等を守り、良好な住生活を維持するよう努めてください。